

令和7年

行方市農業委員会

第7回総会会議録

(令和7年7月25日)

令和7年7月25日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第41号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第42号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第43号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第44号	現況証明願について
議案第45号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第31号	令和8年度国・県農業施策に関する意見集約について
報告第32号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第34号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	3番 金田 景行	4番 宮 寄 春 樹
5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一	7番 小澤 信一
8番 山崎 雄一	9番 一條 克之	10番 小嶋 得男
11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之	13番 野原 賢一
14番 川島 隆道	15番 石田 充春	16番 千ヶ崎 敏男

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

2番 平山 正

4 議事内容

事務局 | (開会宣言) 午後 3時00分
総会に先立ちまして椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長	<p style="text-align: center;">(会長挨拶)</p> <p>それでは、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、第7回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 また、今月は農地パトロールということでお疲れさまでございました。 梅雨が明け、毎日危険な暑さとなっております。熱中症にならないように気をつけて いただきたいと思います。気象庁は22日、8月から10月の3か月予報を発表 しました。今年は10月まで夏の暑さが長引き、秋が遅くなる見通しだそうです。 最後になりますが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。</p>
事 務 局	<p style="text-align: center;">(議長の選出)</p> <p>ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧の準備をお願いいた します。 それでは、議事のほうに入ってまいります。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして椎名会長に議長と しての議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(委員の出席状況)</p> <p>まず、資格審査報告です。ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですの で、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第7回総会を開会いた します。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(会議録署名人の指名)</p> <p>日程第1、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたしま す。 5番木村守委員 6番阿部力男委員。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(書記の任命)</p> <p>次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係 長を任命いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(会期)</p> <p>次に、日程第3、会期の決定であります。本日の会期は、本日1日としたいと思 いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全 員 議 長	<p>異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(経過報告)</p> <p>次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。</p>

事務局

それでは、私のほうから行事の経過報告につきまして報告をさせていただきます。まず、経過報告書に基づきまして説明をさせていただきます。

6月26、27日にかけて茨城県・市農業委員会会長会の総会に会長と事務局におきまして出席をしております。日立市のほうで開催されております。令和6年度事業報告及び決算、また令和7年度の計画及び予算案ということで総会のほう開催されております。併せて研修がありまして、農林水産省の職員より農産物、食品の合理化・合理的な価格形成についてということで、食料システム法の狙いと仕組みにつきましての研修を受けてきたところでございます。

続きまして、6月27日、農業振興地域整備促進協議会につきまして、事務局で出席をしております。こちらは、農用地の除外につきましての検討をしております。

6月30日でございます。霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会の第83回通常総会がレイクエコーにおきまして開催されまして、会長が出席をしております。内容としましては、6年度の事業報告と決算、また、7年度の事業計画及び予算ということになってございます。

同じく6月30日でございます。茨城県農業会議第168回の通常総会に会長と事務局で出席をしております。茨城県の市町村会館で開催をされております。こちらにつきましても、令和6年度の事業報告の承認及び決算の承認、また、定款の変更、役員を選任ということで審議をしてきたところでございます。

同じく6月30日でございます。同じく茨城県市町村会館で茨城県農政活動推進本部の第118回代議員総会ということで会長が出席をしております。こちら令和6年度事業報告の承認及び収支決算の認定が内容となっております。

続きまして、7月1日でございます。農業者年金の加入推進特別研修会、こちら茨城県の市町村会館で開催されまして、近藤委員と事務局で出席をしております。内容につきましては、農業者年金制度の説明ということになってございます。

続きまして、7月3日でございます。農業委員会行方地域協議会の視察研修ということで、城里町のほうに行ってきております。こちらは、会長、会長代理、農地部会長、農政部会長、事務局で出席をしております。内容としましては、市の地域計画につきまして研修を受けているところでございます。城里町におきましては、地域計画の目標地図についてであります。一部ではあります。農業者が今後、耕作を行っていききたいという地域につきまして、その範囲を示されて記載をいたしました。その資料につきましては、タブレット内資料の行方地域協議会のフォルダに保存をしておりますので、後で見いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

続きまして、7月9日から22日にかけて農地パトロールを市内全域で行ってございます。こちら、全農業委員、推進委員、事務局で実施をしております。

続きまして、7月23日でございます。行方地域農業振興協議会の総会、こちらのほう湖月のほうで開催をされまして、会長と事務局で出席をしております。こちら令和6年度の事業報告及び決算、7年度の事業計画と予算ということで審議をしております。

続きまして、7月25日、本日でございます。第3回農政部会を開催しております。こちら内容としましては、令和8年度の行方市農業施策に関する要望についての審議をしております。こちら農政部会員にて審議をしております。

続きまして、同じく本日、第7回総会ということで、ただいま第7回総会を開会したということでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議案の審議)

議長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。

(議案第41号)

議長 議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

案件につきましては、第10項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。

なお、第1項から第10項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。

16番 16番、小沼です。これは、1項の調査報告をします。

この調査には、麻生・太田4人で調査をしてみました。

譲受人は、行方市麻生、農業の75歳の男性の方です。譲渡人は、行方市手賀、老人ホーム入居中の90歳の女性の方です。申請事由は、農地増による経営の安定を図る、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて8,775平米、ジャガイモ、路地野菜、家から10分、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 調査の結果は、家から10分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 それでは、異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。

16番 16番、小沼です。この案件は、椎名会長の案件でございます。第2項の調査報告をいたします。

野口委員さんの協力をいただきました。

譲受人は、行方市橋門在住、80歳、農業の男性の方です。譲渡人は、行方市玉造甲在住、62歳、サービス業の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転です。利権取得後の経営面積は8万5,663平米となります。年間事業日数250日以上、農機具等もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 調査の結果は、年間労働日数250日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議長 2番 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。

2番 2番、豊村です。第3項について報告いたします。

この件は、木村委員、川島推進委員にご協力いただき調査をしまりました。

譲受人は、市内玉造乙在住の34歳の酪農の男性です。飼料用のトウモロコシ1,577アールを作付してあります。譲渡人は公益社団法人茨城県農林振興公社です。申請事由は、農業経営規模を拡大し経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も年間250日以上、農機具もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 調査の結果は、年間労働日数250日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議長 16番 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。

16番 16番、小沼です。4項の調査報告をします。

この調査には、麻生・太田4人で調査をしまりました。

譲受人は、行方市麻生、農業、79歳の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、内装業、63歳、男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のため、区分は売買による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて3,488平米、露地野菜、家から徒歩7分、年間210日、調査の結果、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 調査の結果は、家から徒歩7分ということで許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 1 5	長 番	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。</p> <p>15番、風間です。5項の調査報告をします。</p> <p>今回の調査は、関口・飯島両委員さん、推進委員の石田・千ヶ崎委員さんとともに調査してまいりました。</p> <p>譲受人は、銚田市在住、農業兼会社役員、64歳の男性です。夫婦で1万9,984平米を耕作しています。譲渡人は、市内芹沢地区在住、70歳、無職の男性です。申請事由は、申請農地を譲受け農業に精進するためとのことです。通作距離は8キロ、時間は車で10分ぐらいです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、自宅から8キロ、車で10分ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。</p> <p>発言する者なし。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 3	長 番	<p>次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。</p> <p>3番、大原です。6項の報告をいたします。</p> <p>調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。</p> <p>譲受人は、住所は東京都あきる野市、71代の男性です。譲渡人は、次木、54歳の男性です。土地は、市内、北高岡地区の畑、2,380平米、売買による所有権移転です。譲受人ですけれども、住民票は東京であります。拠点となる住所は、鹿嶋市にあり、取得する土地まで約10キロ、15分の距離となります。農機具も保有しており、書類関係も問題ないものです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。</p> <p>発言する者なし。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 3	長 番	<p>次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。</p> <p>3番、大原です。7項の報告をします。</p> <p>調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。</p>

		た。 譲受人は、行戸、38歳の男性です。譲渡人は、次木、55歳の男性となります。こちら、市内行戸地区の畑4か所、合計5,048平米です。売買による所有権移転です。取得する土地は自宅から2キロ、5分の距離となります。現在、この4か所農地2か所が休耕地となっておりますが、耕作地としての考えであるとのことで、農機具も保有しており、書類関係も問題ないものでした。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、自宅から2キロ、車で5分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項、9項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。
1	1	番 11番、茂木です。8項、9項は関連がありますので一括して報告します。調査には、横瀬委員、小澤推進委員の協力の下、調査してまいりました。受人は、行方市中根在住、84歳、男性です。農業経営は、親子でセリ、レンコン、水稻、年間150日の人です。渡人は、行方市繁昌在住、65歳、男性です。農業経営は、親子で水稻、ジャガイモ、9,001平米を年間180日営農しています。申請事由は、30年ほど前に2人の田の間に農業排水路を造りましたが、お互いに143平米なので名義を移転しないまま営農していましたが、世代交代のときのために名義を交換したいとのことでした。場所は、県道水戸鉾田佐原線、繁昌の信号を中根地区に向かい500メートルくらいのところでした。農機具もそろっており、周りに何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、名義の交換、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。
7	番	7番、飯島です。10項について調査報告いたします。 この案件につきましては、風間、関口委員、石田、千ヶ崎推進委員さんの協力をいただき、調査してまいりました。 譲受人は、市内捻木在住の77歳、農業兼会社員の男性の方、譲渡人の方は、市内芹沢在住の67歳の会社員の女性の方です。譲受人は、1万7,412平米耕作し

ている中で、水稻、サツマイモ等を栽培する経営農家の会社員の方です。申請事由につきましても、記載のとおり農業経営の規模拡大のための譲受けです。区分は、売買による所有権の移転です。今回権利を設定する農地につきましても、田んぼ4,302平米、畑271平米、合計4,571平米です。通作距離につきましても、自宅から約5キロ、車で10分程度のところです。農業従事日数は160日以上、農業機械もそろっており、調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、自宅から5キロ、車で10分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

(議案第42号)

議 長 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1 6 番 16番、小沼です。1項の調査報告をします。
この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。
申請人は、行方市麻生、34歳、会社員の男性の方です。申請事由は、自己用住宅、申請人は、母親と同居しておりますが、子供の成長とともに手狭になり、申請地は実家と隣接しており、住宅を建設したいということです。場所は、新原地区のこども園付近になります。事業計画書、見積書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第43号)

議 長 議案第43号 農地法5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う

事 務 局	議 案 第 4 3 号	<p>転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、許可申請が1項ありましたが、取下げ願いが提出されましたので、議案43号については案件無しとなっております。以上です。</p>
議 長		<p>ただいま事務局の説明のとおり、議案第43号の案件については取下げとなっております。</p>
(議案第44号)		
議 長		<p>次に、議案第44号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局	議 案 第 4 4 号	<p>現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。</p> <p>案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。</p>
議 長		<p>1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。</p>
5 番		<p>5番、木村です。1項の報告をいたします。</p> <p>この案件につきましては、豊村委員とともに調査してまいりました。</p> <p>申請人は、48歳、男性、玉造甲在住の個人事業者です。申請事由については、地目変更登記のため非農地証明の交付になります。場所は、一般国道354号線と県道鹿田玉造線交差点の角にあり、42年前から宅地になっているそうです。建物は2棟ありました。この物件は、叔母から相続したそうです。現在は空き家になっており、今後お店を経営したいので改築計画中です。行方市の固定資産評価額証明書も添付しており、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長		<p>調査の結果は、42年前から宅地となっており、非農地証明を発行してもいいということでした。質疑はありませんか。</p> <p>発言する者なし。</p>
議 全 員	長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
議 長		<p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。</p>
(議案第45号)		
議 長	議 案 第 4 5 号	<p>農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局	議 案 第 4 5 号	<p>農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見が求められたので提案する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。</p> <p>別紙、資料ナンバー1をご覧くださいと思います。</p>

行方市長より、行方市農業委員長宛てに農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和7年9月1日始期の新規9件、29筆、3万9,079平米と令和7年12月1日の更新42件、77筆、14万2,001平米とになります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。

(報告第31号)

議 長 次に、報告案件に入ります。報告第31号 令和8年度国・県農業施策に関する意見集約についての件を事務局より説明願います。

事 務 局 報告第31号 令和8年度国・県農業施策に関する意見集約について、下記のとおり報告する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

別紙のとおりということで、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

こちらが、委員の皆様にご意見をいただきまして、それらを基に先月、農政部会で協議を行いまして、国と県に分けてまとめたものになります。これらの意見・要望につきましては、今後、今月末までに茨城県農業会議のほうにご報告させていただく予定となっております。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきまして、先月、農政部会を開催しております。ここで、本澤農政部長より報告を求めます。

1 4 番 では、私のほうよりご説明をいたします。

令和8年度国・県農業施策に関する意見集約についてご報告いたします。

6月17日に開かれました農政部会において協議された内容について報告をいたします。

まず、農地の保全と有効利用対策につきましては、小面積の借地や売買が増えることにより、違法転用や遊休農地の発生等の不安要素が耕作目的による農地取得の下限面積要件撤廃の廃止を求める意見が出されました。

続きまして、担い手・育成対策につきましては、国際情勢の不安により、肥料・飼料の価格高騰に伴う負担軽減策の実施を求める意見、経営所得安定対策を求める意見、また、認定農業者、後継者、新規就農者の育成、支援対策を求める意見が出されました。

続きまして、農業委員会組織対策につきましては、地域計画の策定により農業委員会組織の業務量が増加していることから、支援対策強化を求める意見が出されました。

最後に、基本農政の確立対策につきましては、1番に鳥獣害被害が年々増加しているため、より一層の鳥獣害対策強化を求める意見が多く出されました。以上、簡単ではありますが報告としまして、国・県に要望といたしたいと思えます。以上です。

議長 長 ただいまの本澤農政部会長から報告について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認めます。

(報告第32号) (報告第33号) (報告第34号)

議長 長 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第34号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事務局 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。こちらは、相続による所有権を取得された方の届出の6件の一覧になっております。ご確認ください。

続きまして、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

こちらは、合意解約により賃借権を解約した通知があった5件の一覧になりますので、ご確認ください。

続きまして、報告第34号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和7年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

こちらは先月に提出いただきました活動記録簿を集計したものになります。こちらでもご確認いただければと思います。以上です。

議長 長 報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後3時36分

議長 長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第7回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。